| | | |
|---|---|---|
| 第十三条ただし書 | 退職共済年金 | 特例一時金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成二十六年法律第六十三号。以下「平成二十六年改正法」という。）第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法（以下「旧農林漁業法」という。）第一部又は第二部の規定による退職共済年金（平成二十六年改正法附則第三十条第一項若しくは第三十一条第一項又は平成二十六年改正法附則第三十二条第一項若しくは第三十三条第一項に規定する特例統合年金（以下「特例統合年金」という。）を除く。）をいう。以下同じ。）及び農林漁業団体職員共済組合法（平成二十六年改正法第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法（以下「新農林漁業法」という。）第一部又は第二部の規定による退職共済年金（平成二十六年改正法附則第三十条第一項若しくは第三十一条第一項又は平成二十六年改正法附則第三十二条第一項若しくは第三十三条第一項に規定する特例統合年金を除く。）をいう。以下同じ。）に係る改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三章第三節の規定による老齢厚生年金（以下「老齢厚生年金」という。）及び新農林漁業法第一部又は第二部の規定による老齢退職共済年金（以下「老齢退職共済年金」という。）に係る改正前の厚生年金保険法第四十四条第一項に規定する加給年金額（以下「加給年金額」という。）並びに新農林漁業法第一部又は第二部の規定による障害退職共済年金（以下「障害退職共済年金」という。）及び障害共済年金（以下「障害共済年金」という。）に係る改正前の厚生年金保険法第四十七条第二項に規定する加給年金額（以下「加給年金額」という。）並びに新農林漁業法第一部又は第二部の規定による遺族退職共済年金（以下「遺族退職共済年金」という。）及び遺族共済年金（以下「遺族共済年金」という。）に係る改正前の厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族厚生年金（以下「遺族厚生年金」という。）に係る同法第六十六条第一項に規定する中高齢寡婦加算（以下「中高齢寡婦加算」という。）に係るものに限る。） |
| 第二十二条第一項 | 五十円 | 五十銭 |
| | 百円 | 一円 |
| 第二十八条第一項 | 退職共済年金又は障害共済年金若しくは障害一時金 | 特例一時金（次項に規定するものを除く。） |
| 第二十八条第二項 | 遺族共済年金 | 特例一時金（平成三十年改正前平成十三年統合法附則第三十七条第一項若しくは第四項に規定する特例遺族共済年金、平成三十年改正前平成十三年統合法附則第四十二条第一項に規定する特例遺族年金又は平成三十年改正前平成十三年統合法附則第四十三条第一項に規定する特例通算遺族年金又は平成三十年改正前平成十三年統合法附則第四十六条第一項に規定する特例遺族農林年金に係るものに限る。） |
| 第二十九条 | 遺族共済年金の支給に関する規定又は前条第一項 | 前条第一項又は第二項 |
| 第三十条第一項 | 遺族共済年金及び第二十八条第一項の規定により支給するその他の給付 | 特例一時金 |
| 第三十二条第一項 | その給付事由が生じた日 | 平成三十年改正法の施行の日 |
| 第三十三条第三項 | 退職共済年金 | 特例一時金 |
| 第七十七条の二 | この法律 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律 |

8　特例一時金に関し、国民年金法第二十条その他これに相当する併給の調整に関する規定であって政令で定めるものを適用する場合において必要な事項は、政令で定める。

附則第三十一条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（政令への委任）

**第三十一条**　前条に規定するもののほか、特例一時金に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十一条の二を削る。

附則第三十二条から第五十二条までを次のように改める。

**第三十二条から第五十二条まで**　削除

附則第五十八条第一項中「特例年金給付」を「特例一時金」に改める。

附則第六十五条を次のように改める。

**第六十五条**　削除

附則第六十九条第二項中「新法」を「国民年金法」に、「、移行農林年金又は特例年金給付」を「又は移行農林年金」に改める。

附則第百一条中「並びに特例年金給付（特例老齢農林年金、特例障害農林年金及び特例遺族農林年金を除く。）」を削り、「の規定」を「（昭和二十九年法律第九十一号）の規定」に改める。

附則第百三条第一項中「、移行農林年金」を「並びに移行農林年金」に改め、「並びに特例年金給付のうち特例退職共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金及び特例老齢農林年金」を削り、同条第二項を削る。

附則第百四条中「所得税法」の下に「（昭和四十年法律第三十三号）」を加える。

附則第百十六条中「労働者災害補償保険法」の下に「（昭和二十二年法律第五十号）」を加える。

附則第百十七条中「前条の規定による改正後の」を削り、「平成十三年法律第百一号」を「平成十三年法律第百一号。以下この号において「平成十三年統合法」という。）附則第三十条第一項に規定する特例一時金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十一号）による改正前の平成十三年統合法」に改め、「特例遺族共済年金」の下に「に係るものに限る。）」を加える。

附則第百二十四条中「並びに特例年金給付」及び「前条の規定による改正後の」を削る。

附則別表第二及び附則別表第三を削り、附則別表第一を附則別表とする。

## 附　則

（施行期日）

**第一条**　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

（未支給給付に関する経過措置）

**第二条**　この法律による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「旧法」という。）附則第二十五条第三項に規定する存続組合（次項において単に「存続組合」という。）がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に支給すべきであった特例年金給付（同条第四項に規定する特例年金給付をいう。以下同じ。）（旧法附則第四十八条の規定により支給する一時金を含む。）であって施行日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

2　存続組合が施行日前に支給すべきであった旧法附則第四十七条第一項各号に規定する特例一時金であって施行日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

3　前二項の場合におけるこの法律による改正後の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（以下「新法」という。）の規定の適用については、新法附則第二十五条第三項第二号中「もの」とあるのは「もの及び平成三十年改正法附則第二条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によるものとされる給付」と、新法附則第三十条第六項ただし書中「、同日」とあるのは「同日」と、「受けていないもの」とあるのは「受けていないもの及び平成三十年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により特例年金給付を受ける権利に係る決定の請求をした者」と、新法附則第六十三条第二号中「この法律」とあるのは「平成三十年改正法附則第二条第三項の規定により読み替えて適用されるこの法律」とする。